



金 沢 市 公 報

号外第3号の5

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則	(") 23
●規 則		○金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	(歴史都市推進課) 23
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則	(行政経営課) 1		
○金沢市文化財保護条例施行規則	(文化財保護課) 3		

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市職員等旅費条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市職員等旅費条例施行規則(昭和25年規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「部長」を「次長」に改める。

(任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則(昭和27年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1号ア中「副局長 次長 部長 担当部長」を「次長 担当次長」に改める。

(金沢市職員職名規則の一部改正)

第3条 金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「技監 部長 担当部長」を「技監」に、「担当館長」を「担当館長 事務局次長 担当事務局次長」に改め、同条第2項中「、部」を削る。

(金沢市社会福祉事務所処務規則の一部改正)

第4条 金沢市社会福祉事務所処務規則(昭和30年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「福祉局地域長寿課」を「福祉健康局福祉政策課、健康政策課」に、「こども未来部子育て支援課」を「こども未来局子育て支援課」に改め、「並びに保健局健康政策課」を削る。

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第5条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

情報政策課 ICT活用推進室	作業服(上、下)	1	を
総務課	作業服(上、下)	1	
総務課	作業服(上、下)	1	に

改め、同表検査員室の項の次に次のように加える。

デジタル行政戦略課	作業服(上、下)	1
-----------	----------	---

別表第1第2項の表生活衛生室の項の次に次のように加える。

健康政策課	作業服（上、下）	1	簡易水道業務に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
福祉健康センター	作業服（上、下）	1	防疫担当者に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

別表第1第2項の表城北児童会館の項から福祉健康センターの項までを削り、同表衛生指導課の項の次に次のように加える。

城北児童会館	運動着（上）	2	
	運動着（下）	4	
	運動シャツ	4	
	ズック	1	
長土堀青少年交流センター	運動着	4	甥杉少年の森で業務を行う者に限る。
少年育成支援室	防寒衣	1	少年補導員に限る。
	雨衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	短靴	1	
児童相談所	運動着（上）	1	一時保護の業務に従事する者に限る。
	運動着（下）	2	
	運動シャツ	2	
	運動着（夏）（下）	2	
	ズック	1	

別表第1第2項の表温暖化対策室の項中「温暖化対策室」を「ゼロカーボンシティ推進室」に改め、同表中

市街地再生課	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。	を
	作業服（下）	2		
	作業服（上、下）	2	用地担当者に限る。	
市街地再生課	作業服（上、下）	2		に

改め、同表長土堀青少年交流センターの項及び少年育成支援室の項を削る。

（金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第30条第2号中「企業局経営企画部企業総務課」を「企業局企業総務課」に改める。

（金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部改正）

第7条 金沢市職員退職給与金条例施行規則（昭和34年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「企業局経営企画部企業総務課」を「企業局企業総務課」に改める。

（地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員の範囲を定める規則の一部改正）

第8条 地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員の範囲を定める規則（昭和42年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1号中「副局長、次長、部長、担当部長」を「次長、担当次長」に改める。

（金沢市職員安全衛生委員会規則の一部改正）

第9条 金沢市職員安全衛生委員会規則（昭和50年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局学校職員課」に改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第10条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「城北児童会館長」を「城北児童会館長 長土塀青少年交流センター所長」に、「長土塀青少年交流センター所長 玉川図書館長」を「玉川図書館長」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第11条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「土木局長 建設部長」を「土木局長」に改める。

(金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

第12条 金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総務局行政経営課」を「総務局デジタル行政戦略課」に改める。

(金沢市介護保険規則の一部改正)

第13条 金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第9条各号を次のように改める。

- (1) 福祉健康局長
- (2) 福祉健康局介護保険課に所属する職員

(金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部改正)

第14条 金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則(平成14年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「情報政策課長」を「デジタル行政戦略課長」に改める。

第7条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第10条第1項、第13条第2項及び第16条第2項中「情報政策課長」を「デジタル行政戦略課長」に改める。

(金沢市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第15条 金沢市情報セキュリティに関する規則(平成15年規則第86号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「情報政策課長」を「デジタル行政戦略課長」に改める。

(金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部改正)

第16条 金沢市における政策会議の設置に関する規則(平成19年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、部長」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

金沢市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の同意書)

第2条 条例第5条第4項の規定による指定文化財の指定についての同意をした者は、指定文化財指定同意書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(指定書)

第3条 条例第7条第3項に規定する指定書は、様式第2号によるものとする。

(指定書の再交付申請)

第4条 前条の指定書の交付を受けた者は、その指定書を紛失し、汚損し、又は破損したときは、指定書再交付申請書(様式第3号)に、紛失したことを証するに足りる文書又は汚損し、若しくは破損した指定書を添えて、速やか

に市長に申請するものとする。

(所有者等の変更等の届出)

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、様式第4号によるものとする。

第6条 条例第10条第3項の規定による届出は、様式第5号又は様式第6号によるものとする。

(現状変更等の承認申請)

第7条 条例第12条第1項の規定による指定文化財（無形文化財及び民俗文化財を除く。以下この条において同じ。）の現状変更等（現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。）の承認を受けようとする者は、指定文化財現状変更等承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 指定文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該指定文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の承認を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。
- (2) 指定文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

(現状変更等の着手及び終了の報告)

第8条 条例第12条第1項の規定による現状変更等の承認を受けた者は、当該承認に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を市長に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を明示する写真又は見取図を添えるものとする。

(指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、様式第8号によるものとする。

2 条例第13条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を市長に報告するものとする。

3 前項の終了の報告には、その結果を明示する写真又は見取図を添えるものとする。

(修理の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は、様式第9号によるものとする。

2 条例第14条の規定による届出をした者は、当該届出に係る修理を終了したときは、遅滞なくその旨を市長に報告するものとする。

3 前項の終了の報告には、その結果を明示する写真又は見取図を添えるものとする。

(環境保全)

第11条 条例第15条第1項の規定により、指定文化財の保全のため必要があると認めて、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止するときは、その旨を公示するとともに、その地域において表示する。

(指定文化財台帳の備付け)

第12条 市長は、金沢市指定文化財台帳（様式第10号）を備え、必要な事項を記録するものとする。

(選定の同意書)

第13条 条例第20条第3項において準用する条例第5条第4項の規定による選定保存技術の選定についての同意をした者は、選定保存技術選定同意書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

(選定書)

第14条 条例第20条第3項において準用する条例第7条第3項の規定により交付する選定書は、様式第12号によるものとする。

(選定書の再交付申請)

第15条 前条の選定書の交付を受けた者は、その選定書を紛失し、汚損し、又は破損したときは、選定書再交付申請書（様式第13号）に、紛失したことを証するに足りる文書又は汚損し、若しくは破損した選定書を添えて、速やかに市長に申請するものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第16条 条例第22条において準用する条例第10条第1項の規定による届出は、様式第14号によるものとする。

2 条例第22条において準用する条例第10条第3項の規定による届出は、様式第15号又は様式第16号によるものとする。

(選定保存技術台帳の備付け)

第17条 市長は、金沢市選定保存技術台帳（様式第17号）を備え、必要な事項を記録するものとする。

(文化財保護審議会の会長の職務等)

第18条 金沢市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第19条 審議会の会議は、会長が招集する。

（会議）

第20条 審議会の会議は、委員である者の数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議会の運営方法）

第21条 条例第4章及び前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（雑則）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則（令和3年教育委員会規則第7号）による廃止前の金沢市文化財保護条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第10号。次項において「廃止前の規則」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する廃止前の規則の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

所有者等 住 所
氏 名
(署名又は記名押印)

指 定 文 化 財 指 定 同 意 書

私の所有(占有・保持)する下記の文化財を、金沢市指定文化財に指定することに同意します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 所在地(又は伝承地)

様式第2号（第3条関係）

(記号・番号)	指 定 書	種 別	名 称	員 数
			(当該文化財の特徴を示す簡単な事項)	
			右を金沢市文化財保護条例に	
			基づき金沢市指定文化財に指	
			定します	
			年 月 日	
			金 沢 市 長	
			印	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

所有者等 住 所
氏 名

指 定 書 再 交 付 申 請 書

下記のとおり、金沢市指定文化財指定書を紛失（汚損、破損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号・番号
- 4 指定の年月日
- 5 紛失（汚損、破損）の年月日
- 6 紛失（汚損、破損）の状況
- 7 その他参考となる事項

様式第4号(第5条関係)

年 月 日	
(宛先) 金沢市長	
所有者等	住 所 氏 名
指定文化財	(所有者等変更 管理責任者選任(変更、解任) 所有者等(管理責任者)氏名等変更 滅失(破損、紛失、盗難) 所在場所変更) 届
下記のとおり金沢市指定文化財の所有者等を変更(管理責任者を選任(変更、解任)、所有者等(管理責任者)の氏名等を変更、滅失(破損、紛失、盗難)、所在場所を変更)したので届け出ます。	
記	
1	指定文化財の種別
2	指定文化財の名称及び員数
3	指定書の記号・番号
4	指定の年月日
5	内容

備考 所有者等の欄には、所有者等の変更の届出にあっては新所有者等及び旧所有者等が、管理責任者の選任(変更、解任)の届出にあっては新管理責任者、旧管理責任者及び所有者が、それぞれの住所及び氏名を記入するものとする。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

保持者の相続人 住 所
氏 名

保 持 者 死 亡 届

金沢市指定文化財（無形文化財、無形民俗文化財）の保持者が死亡したので、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無形文化財又は無形民俗文化財の名称
- 2 指定書の記号・番号
- 3 指定年月日
- 4 保持者の住所及び氏名
- 5 保持者の死亡年月日

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

保持団体の元代表者等 住 所
氏 名

保 持 団 体 解 散 （ 消 滅 ） 届

金沢市指定文化財（無形文化財、無形民俗文化財）の保持団体が解散（消滅）したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無形文化財又は無形民俗文化財の名称
- 2 指定書の記号・番号
- 3 指定年月日
- 4 保持団体の所在地及び名称
- 5 保持団体の解散（消滅）年月日

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

所有者等 住 所
氏 名
〔 団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

指定文化財現状変更等承認申請書

下記のとおり金沢市指定文化財の現状変更等をしたいので、申請します。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号、番号及び指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 現状変更等を必要とする理由
- 7 現状変更等の内容及び実施の方法
- 8 現状変更等を実施するため、現在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所
- 9 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 10 現状変更等に係る工事等施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに所在地
- 11 その他参考となる事項

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

所有者等 住 所
氏 名
〔 団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

指定有形民俗文化財現状変更等届

下記のとおり金沢市指定有形民俗文化財の現状変更等をしたいので、届け出ます。

記

- 1 指定有形民俗文化財の種別
- 2 指定有形民俗文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号、番号及び指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 現状変更等を必要とする理由
- 7 現状変更等の内容及び実施の方法
- 8 現状変更等を実施するため、現在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所
- 9 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 10 現状変更等に係る工事等施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに所在地
- 11 その他参考となる事項

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

所有者等 住 所
氏 名
〔 団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

指 定 文 化 財 修 理 届

下記のとおり金沢市指定文化財の修理をしたいので、届け出ます。

記

- 1 指定文化財の種別
- 2 指定文化財の名称及び員数
- 3 指定書の記号、番号及び指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 修理を必要とする理由
- 7 修理の内容及び実施の方法
- 8 修理を実施するため、現在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所
- 9 修理の着手及び終了の予定時期
- 10 修理に係る修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに所在地
- 11 その他参考となる事項

様式第10号 (第12条関係)

金 沢 市 指 定 文 化 財 台 帳	
事 項	記 事
1 種 別	
2 種 類	
3 名 称	
4 員 数	
5 指 定 書 の 記 号 ・ 番 号	
6 指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号	
7 所 在 の 場 所	
8 所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	
9 所 有 者 の 住 所	
10 占 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	
11 占 有 者 の 住 所	
12 管 理 責 任 者 の 氏 名 又 は 名 称	
13 管 理 責 任 者 の 住 所	
14 指 定 の 理 由	
15 品 質 構 造 及 び 形 状	
16 寸 法 、 面 積 、 重 量 等	
17 製 作 年 代 又 は 時 代	
18 由 来 ・ 由 緒	
19 製 作 者	
20 そ の 他 参 考 と な る 事 項	
21 備 考	
(有形民俗文化財)	
22 使 い 方 、 用 途 、 使 用 さ れ た 期 間 及 び 場 所	
23 生 活 文 化 に 及 ぼ し た 影 響 又 は 特 色	
24 分 布	

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

保持者 住 所
氏 名
（署名又は記名押印）
〔 保存団体にあつては、所在 〕
〔 地、名称及び代表者の氏名 〕

選 定 保 存 技 術 選 定 同 意 書

私の保持する下記の技術又は技能を、金沢市選定保存技術に選定することに同意します。

記

名称

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

保持者 住 所
氏 名

〔 保存団体にあつては、所在
地、名称及び代表者の氏名 〕

選 定 書 再 交 付 申 請 書

下記のとおり、金沢市選定保存技術選定書を紛失（汚損、破損）したので、再
交付を申請します。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 選定書の記号・番号
- 3 選定の年月日
- 4 紛失（汚損、破損）の年月日
- 5 紛失（汚損、破損）の状況
- 6 その他参考となる事項

様式第14号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

保持者 住 所
氏 名
〔 保存団体にあつては、所在
地、名称及び代表者の氏名 〕

選定保存技術保持者又は保存団体変更（保持者（保存団体）氏名等変更）届

下記のとおり金沢市選定保存技術の保持者の氏名（保存団体の名称）を変更
（保持者（保存団体）の住所を変更）したので届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 選定書の記号・番号
- 3 選定の年月日
- 4 内容

様式第15号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

保持者の相続人 住 所
氏 名

保 持 者 死 亡 届

金沢市選定保存技術の保持者が死亡したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 選定書の記号・番号
- 3 選定年月日
- 4 保持者の住所及び氏名
- 5 保持者の死亡年月日

様式第16号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

保存団体の元代表者等 住 所
氏 名

保 存 団 体 解 散 （ 消 滅 ） 届

金沢市選定保存技術の保存団体が解散（消滅）したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 選定書の記号・番号
- 3 選定年月日
- 4 保存団体の所在地及び名称
- 5 保存団体の解散（消滅）年月日

様式第17号（第17条関係）

金 沢 市 選 定 保 存 技 術 台 帳	
事 項	記 事
1 名称	
2 選定書の記号・番号	
3 選定年月日及び告示番号	
4 保持者の氏名又は保存団体の名称	
5 保持者の住所又は保存団体の所在地	
6 選定の理由	
7 時代	
8 由来・由緒	
9 その他参考となる事項	
10 備考	

金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市埋蔵文化財センター条例(平成9年条例第4号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 金沢市埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の開所時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

(入所の制限)

第4条 所長は、次の者に対し、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、現状変更行為許可申請書(様式第1号)2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 現状変更行為に関する縮尺100分の1以上の設計図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(現状変更行為の許可等)

第3条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、条例第4条第1項の許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(現状変更行為の完了の届出)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかに現状変更行為完了

届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(現状変更行為に係る標識の設置)

第5条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識を設置しておかななければならない。

- (1) 許可の年月日及び許可番号
- (2) 現状変更行為の内容
- (3) 申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

(現状変更行為に係る協議の申出等)

第6条 条例第6条の規定により協議をしようとする国の機関等は、現状変更行為に係る協議申出書(様式第3号)2通に第2条第2項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議申出書を受理したときは、同意をする旨又は同意をしない旨の決定をし、その旨を当該国の機関等に通知するものとする。

(現状変更行為に係る通知)

第7条 条例第7条の規定により通知をしようとする者は、現状変更行為に係る通知書(様式第4号)2通に第2条第2項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(会議の招集)

第8条 金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が議長となり、議事を整理する。

- 2 審議会の会議は、委員である者の数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の運営方法)

第10条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則(令和3年教育委員会規則第7号)による廃止前の金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(昭和52年教育委員会規則第1号。次項において「廃止前の規則」という。)の規定によりされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する廃止前の規則の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

<p style="font-size: 1.2em;">現 状 変 更 行 為 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>(宛先) 金沢市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)</p> <p>金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により、現状変更行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>										
変更するものの所在地										
変更行為の期間			年 月 日 から			年 月 日 まで				
工事責任者の住所及び氏名										
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 換 色 彩 の 変 更	建 築 物		申請部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建	
				種類及び用途				屋根仕上材		
				敷地面積			m ²			
				建築面積	m ²	m ²	m ²	外壁仕上材		
				延べ面積	m ²	m ²	m ²			
				建蔽率	/100	/100	/100	色 彩	屋根	
				建築物の高さ	m	m	m		外壁	
	建築物 以外の 工作物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 換 色 彩 の 変 更	建 築 物	規 模	種類及び用途				構 造	
					高 さ			色 彩		
					延 長 幅 面 積			そ の 他		
宅地造成その他 土地形質の変更 土石類の採取 水面の埋立て 木竹の伐採	行為の目的					採取の方法				
	規模・その他					跡地の 処理方法				
	伐採理由					伐採数量				

備考 この申請書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

現状変更行為完了届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住 所
氏 名

（法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

現状変更行為が完了したので、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許 可 番 号	
3 許 可 年 月 日	
4 変更するものの 所 在 地	
5 工事責任者 住 所 氏 名	
6 備 考	

様式第3号（第6条関係）

現 状 変 更 行 為 に 係 る 協 議 申 出 書											
年 月 日											
（宛先）金沢市長											
申出者 住所 氏名 （法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名）											
現状変更行為を行いたいので、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条の規定により、 次のとおり協議を申し出ます。											
変更するものの所在地											
変更行為の期間		年 月 日 から				年 月 日 まで					
工事責任者の住所及び氏名											
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 換 色 彩 の 変 更	建 築 物		変 更 部 分	既 存 部 分	合 計	構 造	造 階 建		
				種 類 及 び 用 途				屋 根 仕 上 材			
				敷 地 面 積			m ²				
				建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	外 壁 仕 上 材			
				延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²				
				建 蔽 率	／100	／100	／100	色 彩	屋 根		
				建 築 物 の 高 さ	m	m	m		外 壁		
	建 築 物 以 外 の 工 作 物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 換 色 彩 の 変 更	建 築 物	種 類 及 び 用 途					構 造		
				規 模	高 さ					色 彩	
					延 長 幅 面 積					そ の 他	
宅 地 造 成 そ の 他 土 地 形 質 の 変 更 土 石 類 の 採 取 水 面 の 埋 立 て 木 竹 の 伐 採	行 為 の 目 的						採 取 の 方 法				
	規 模 ・ そ の 他						跡 地 の 処 理 方 法				
	伐 採 理 由						伐 採 数 量				

備考 この協議申出書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

現 状 変 更 行 為 に 係 る 通 知 書									
年 月 日									
（宛先）金沢市長									
通知者 住所 氏名 （法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名）									
現状変更行為を行うので、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第7条の規定により、次の とおり通知します。									
変更するものの所在地									
変更行為の期間			年 月 日 から 年 月 日 まで						
工事責任者の住所及び氏名									
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 換 色 彩 の 変 更	建 築 種 類 及 び 用 途	変更部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建	
				敷 地 面 積			m ²	屋根仕上材	
				建 築 面 積	m ²	m ²	m ²		
				延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	色 彩	
				建 蔽 率	／100	／100	／100		
				建築物の高さ	m	m	m		
				建 築 物 以 外 の 工 作 物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 換 色 彩 の 変 更	建 築 種 類 及 び 用 途	規 模	高 さ	
	延 長 幅 積							そ の 他	
	行 為 の 目 的							採 取 の 方 法	
	宅 地 造 成 そ の 他 土 地 形 質 の 変 更 土 石 類 の 採 取 水 面 の 埋 立 て 木 竹 の 伐 採	規 模 ・ そ の 他			跡 地 の 処 理 方 法				
伐 採 理 由			伐 採 数 量						

備考 この通知書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

令和3年(2021年)3月31日 印刷
令和3年(2021年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄